

京都大学における人骨資料の返還手続に関するガイドライン

1. 本ガイドラインの位置付け

このガイドラインは、京都大学（以下「本学」という。）が保管している由来地が確定している人骨資料であって個人が特定できる人骨について、返還手続に関し必要な事項を定めるものである。

ただし、アイヌ遺骨については「大学の保管するアイヌ遺骨等の出土地域への返還手続に関するガイドライン（平成30年12月）」によるものとする。

2. 本ガイドラインにおける人骨資料返還の考え方

本学において人骨資料に係る返還請求があった場合に返還に同意するか否かの判断は、民法897条1項を踏まえ、請求者が当該人骨資料の祭祀を主宰すべき者であると認められる場合に返還に同意するとの立場をとる。

3. 対象となる人骨資料

このガイドラインにおいて、返還の対象となる人骨資料は別に定めるとおりとし、個人情報に配慮しつつ、本学のホームページで公表する。

4. 返還手続

- (1) 人骨資料の返還を希望する者は、当該人骨に係る祭祀承継者であることが確認できる書類（家系図、戸籍・除籍謄本等）を添えて、返還申請書（別紙様式1）を総長に提出する。
- (2) 申請者から提出のあった書類を総合的かつ客観的に判断して、申請者が正当な権利を有する祭祀承継者であると確認ができた場合は返還に同意するものとする。
- (3) 総長は、返還に同意する場合には、申請者に対し返還同意書（別紙様式2）を発行するものとする。なお、祭祀承継者であると確認できなかった場合は、その旨を申請者に通知するものとする。
- (4) 返還の同意を受けた申請者は、人骨の返還の場所、日時、方法等について本学と協議の上、具体的な返還方法に係る合意書を取り交わすものとする。なお、人骨資料の返還に係る費用は、原則として本学が負担するものとする。
- (5) 返還申請があったが正当な権利を有する祭祀承継者であると特定できなかった場合は、本学が引き続き当該人骨資料を保管するものとする。

5. 由来地が確定している人骨資料であって個人が特定できない人骨資料について、当該人骨資料の由来地である地方公共団体等公共的団体から当該人骨資料の移管の要請があった場合は、このガイドラインを踏まえ、適宜、協議に応じる。

附 則

このガイドラインは、令和7年5月14日から施行する。

国立大学法人京都大学学長 殿

E-mail

記

--

$$\left[\begin{array}{c} \\ \\ \\ \end{array} \right]$$
☐有り ☐無し ☐不明

4. 申請者と人骨資料との関係の確認等

(1) 申請者 ☐ 祭祀承継者 (人骨資料との続柄) ☐ その他 (人骨資料との関係性)
(2) 申請者の状況等 ※代理人が請求する場合のみ記載してください。 ①申請者の状況 ☐ 未成年 (年 月 日生) ☐ 成年被後見人 (ふりがな) ②申請者の氏名 ③申請者の住所
(3) 申請者確認書類 ※①はいずれか一つ必須 (写しを提出)、②は確認に必要なもの全て必須、③及び④は必要に応じて提出してください。 ① ☐ 運転免許証 ☐ マイナンバーカード (写真付き) ☐ 旅券 (パスポート) ☐ 在留カード特別永住者証明書又はこれらの書類とみなされる外国人登録証明書 ☐ その他上記に掲げる以外の本人確認書類 () ② ☐ 原戸籍謄本 ☐ 除籍謄本 ☐ 戸籍謄本 ③ 家系図 ④ その他申請適格者であることを確認できる書類 ()
(4) 代理人確認書類 (代理人が請求する場合にのみ提出してください。) ☐ 戸籍謄本 ☐ 登記事項証明書 ☐ 委任状 ☐ その他 ()

5. その他

--

※その他返還に当たりご要望等があれば記入してください。

令和 年 月 日

人骨資料返還同意書

(申請者) 殿

国立大学法人京都大学学長

令和 年 月 日付けで返還申請のありました人骨資料について、返還に同意しますので、
京都大学における人骨資料の返還手続に関するガイドラインに基づき、通知します。

記

返還する人骨資料

--